



国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署の「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」
(国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号) の対訳

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局 国家税务总局 海关总署关于 货物贸易外汇管理制度改革试点的公告 国家外汇管理局公告2011年第2号 发布时间:2011-09-15</p> <p>为进一步促进贸易便利化，加强货物贸易外汇管理，国家外汇管理局、国家税务总局、海关总署决定改革货物贸易外汇管理制度、优化升级出口收汇与出口退税信息共享机制，自2011年12月1日起，在江苏、山东、湖北、浙江（不含宁波）、福建（不含厦门）、大连、青岛地区试点。现公告如下：</p> <p>一、改革货物贸易外汇管理方式</p> <p>试点期间，试点地区试行国家外汇管理局制定的《货物贸易外汇管理试点指引》和《货物贸易外汇管理试点指引实施细则》（见附件，以下简称试点法规），企业不再办理出口收汇核销手续。</p> <p>试点地区外汇局对企业的贸易外汇管理方式由现场逐笔核销改变为非现场总量核查，通过货物贸易外汇监测系统，全面采集企业货物进出口和贸易外汇收支逐笔数据，定期比对、评估企业货物流与资金流总体匹配情况，便利合规企业贸易外汇收支；对存在异常的企业进行重点监测，必要时实施现场核查。</p>	<p>国家外貨管理局 国家税務総局 税関総署 による貨物貿易外貨管理改革試行の公告 国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号 発布時間：2011-09-15</p> <p>貿易の利便化の一層の促進と貨物貿易の外貨管理強化を目指し、国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署は貨物貿易外貨管理制度改革を行い、輸出外貨受取と輸出税還付情報共有体制の優良化とグレードアップを計ることを決定した。2011 年 12 月 1 日より江蘇・山東・湖北・浙江（除く寧波）・福建（除く厦門）・大連・青島地区で試行を実施する。ここに以下の通り公告する：</p> <p>一、貨物貿易の外貨管理方式の改革</p> <p>試行期間中、パイロット地域は国家外貨管理局が制定した「貨物貿易外貨管理試行手引き」と「貨物貿易外貨管理試行手引き実施の細則」（添付ファイルを参照、以下「試行法規」と略称）を試行し、企業は輸出の外貨受取照合手続を行う必要はない。</p> <p>パイロット地域の外管局は、企業に対する貿易外貨管理方式をオンサイトの一対一照合からオフサイト総量検査に変更し、貨物貿易外貨モニタリングシステムを通じて、企業の貨物輸出入と外貨収支の取引別データを全面的に収集、定期的に照合、企業の物流と資金流の総体としての一致性を評価し、合法的な企業の貿易外貨収支を利便化する；異常がある企業に対してはモニタリングを重点的に行い、必要に応じてオンサイト検査を実施する。</p>

<p>二、对试点地区企业实施动态分类管理</p> <p>试点地区外汇局根据企业贸易外汇收支合规性，将企业分为A、B、C三类。A类企业进口付汇单证简化，可凭进口报关单、合同或发票等任何一种能够证明交易真实性的单证在银行直接办理付汇，出口收汇无需联网核查；银行办理收付汇审核手续相应简化。对B、C类企业在贸易外汇收支单证审核、业务类型、结算方式等方面实施严格监管。B类企业贸易外汇收支由银行实施电子数据核查，C类企业贸易外汇收支须经外汇局逐笔登记后办理。</p> <p>试点地区外汇局结合企业在分类监管期内遵守试点法规情况，动态调整分类结果。A类企业违反外汇管理法规将被降级为B类或C类，B、C类企业在分类监管期内守法合规经营的，监管期届满后可升级为A类。</p> <p>三、简化出口退税凭证</p> <p>试点期间，试点地区出口企业申报出口退税时，不再提供纸质出口收汇核销单。税务局参考外汇局提供的企业出口收汇信息和分类情况，依据相关规定，审核企业出口退税。</p> <p>四、调整出口报关流程</p> <p>试点期间，试点地区企业出口报关仍按现</p>	<p>二、パイロット地域の企業に対する動的な分類管理の実施</p> <p>パイロット地域の外管局は、企業の貿易外貨収支の合法性に基づき、企業をA、B、Cの3種類に分類する。A類企業は輸入支払証明書類が簡素化され、輸入通関書、契約書またはインボイスなど取引の真実性を証明できるいずれか一つのエビデンスを持参し、銀行で直接外貨支払の手續ができ、輸出外貨受取はネットワーク上での審査が不要となる；銀行における外貨受取審査手續は対応して簡素化される。B類及びC類企業に対しては、貿易外貨収支エビデンス審査、業務種類、決済方法等において厳格な監督管理を行う。B類企業の貿易外貨収支は銀行で電子データの検査を実施し、C類企業の貿易外貨収支は必ず外管局で取引毎に登録後、手續を行う。</p> <p>パイロット地域の外管局は、企業の分類監督管理期間内に試行法規の遵守状況に基づき、分類結果を動的に調整する。A類企業は外貨管理法規に違反するとB類或いはC類に格下げ、B類とC類企業は分類監督管理期間内に法規を遵守すれば、監督管理期限満了後A類に昇格する。</p> <p>三、輸出税金還付の証憑を簡素化</p> <p>試行期間内に、パイロット地域の輸出企業が輸出税金還付を申請する際、紙ベースの輸出外貨受取照合書を提出する必要がない。税务局は外貨管理局から提供された企業輸出外貨受取の情報及び分類状況を参考にして、関連規定に基づき、企業の輸出税還付を審査する。</p> <p>四、輸出通関申告の手續を調整</p> <p>試行期間内に、パイロット地域における企業</p>
--	--



<p>行規定提供出口收汇核销单。货物贸易外汇管理制度改革全国推广后，海关总署与国家外汇管理局将调整出口报关流程，取消出口收汇核销单。</p>	<p>が輸出通関申告を行う場合、現行の規定に基づき輸出外貨受取の照合書を提出する。貨物貿易外貨管理制度改革が全国範囲で展開された後、税関総署と国家外貨管理局は輸出税関申告の手続を調整し、輸出外貨受取の照合書を廃止する。</p>
<p>五、加强部门联合监管 试点地区企业应当严格遵守相关规定，增强诚信意识，加强自律管理，自觉守法经营。国家外汇管理局与国家税务总局、海关总署将进一步加强合作，实现数据共享；完善协调机制，形成监管合力；严厉打击各类违规跨境资金流动；严厉打击骗税、走私等违法行为。</p>	<p>五、部門間の共同監督管理を強化 パイロット地域の企業は関連規定を厳格に遵守し、信用意識を強化し、自律管理を強化し、自覚を持って法令遵守の上経営にあたる。国家外貨管理局、国家税務総局及び税関総署は更に協力を強化し、関連データ共有を実現する；協調メカニズムを改善し、各種不正なクロスボーダー資金流動を厳格に取り締まる；税金還付詐欺、密輸などの不正行為を厳格に取り締まる。</p>
<p>本公告涉及有关外汇管理、出口退税、出口报关等具体事宜，由相关部门另行规定。试点期间，其他法规与本公告相抵触的，试点地区以本公告为准。</p>	<p>本公告に係わる外貨管理、輸出税金還付、輸出税関申告などの具体的な事項については、関連部門が別途規定する。試行期間に、他の法規が本公告に抵触することがあれば、パイロット地域は本公告を従う。</p>
<p>特此公告。 二〇一一年九月九日</p>	<p>ここに通知する 二〇一一年九月九日</p>

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部 調査課
三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部】

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。